

## 多文化共生社会の形成

施策	7-2 (1) 多文化共生社会の形成	担当部局	くらし・環境部県民生活局 多文化共生課
----	-----------------------	------	------------------------

### ❖ 目 標

- 異なる文化や生活習慣についての相互理解を深め、外国人県民も安心して快適に生活を送り、活躍できる環境を整備します。

### ❖ 施策に関する指標

成果指標	現状値	目標値
地域日本語教育を通じて多文化共生の場づくりに取り組む市町数	(2020年度) 4市町	19市町

## 多文化共生社会の形成

活動指標	現状値	目標値
SNS等を活用した「やさしい日本語」及び多言語による外国人向け情報提供数	(2020年度) 455件	毎年度 500件
外国人を雇用する企業等と連携した防災出前講座の開催回数	(2020年度) —	毎年度 10回

◆ 施策推進の視点・主な取組

👉 **視点1** 外国人県民と日本人県民がお互いに交流し学び合う機会の創出

① 対話交流型の日本語教室設置による多文化共生の拠点づくりを促進

日本人県民と外国人県民の交流を進めるため、多文化共生の拠点として地域住民が関わる初期日本語教室の設置や、教室運営に携わる人材養成や地域日本語教育ネットワークの構築を図ります。

② 国際交流員等による異文化理解のための取組を推進

多文化共生意識の定着を図るため、国際交流員等による学校・公民館などにおける出前講座「世界の文化と暮らし出前教室」を実施します。

👉 **視点2** 「言葉の壁のない静岡県」の実現

③ 地域、企業等様々な場での「やさしい日本語」の普及・活用を促進

コミュニケーションの円滑化のため、「やさしい日本語」の活用研修会の実施等「やさしい日本語」の普及・活用を促進します。

④ 外国人県民への情報提供を推進

外国人県民に必要な情報を確実に届けるため、「外国人県民への情報提供に関するガイドライン」に基づき、生活に関わる情報等を「やさしい日本語」及び多言語により SNS やポータルサイトで発信します。

⑤ 初期日本語教室設置による日本語の学びの場を提供

外国人県民が地域社会において日本語によるコミュニケーションを図ることができるよう、地域日本語教育体制を構築し、初期日本語教室を設置します。

## 1 現状・課題と県の施策

## 【現状・課題1】

- 静岡県には、令和3年6月末時点で99,143人（外国人比率2.74%）、126の国と地域出身の外国人県民が暮らしています。
- 令和2年度に実施した調査によると、外国人県民が日本人県民に親しみを感じる割合は73.7%、日本人県民が外国人県民に親しみを感じる割合は40.0%と差があります。

 **視点1 外国人県民と日本人県民がお互いに交流し学び合う機会の創出**

- 日本人県民と外国人県民の交流を進めるため、地域住民が関わる多文化共生の拠点づくりを行うとともに、異文化理解のための講座等を実施します。

主な取組➡①対話交流型の日本語教室設置による多文化共生の拠点づくりを促進  
②国際交流員等による異文化理解のための取組を推進

## 1 外国人県民の状況（資料：「在留外国人統計」法務省）

- ・静岡県には、令和3年6月末時点で99,143人の外国人県民が暮らしています。
- ・平成20年のリーマンショックで大きく減少しましたが、その後徐々に増加し、令和元年に10万人を超えました。令和2年、3年は新型コロナウイルスの影響で減少しましたが、収束後は拡大傾向が続くものと考えられます。
- ・ブラジル国籍が31%を占め、フィリピン、ベトナム、中国と続きます。
- ・浜松市を中心に県西部に多くの外国人県民が暮らしており、人数・人口比率とも高くなっています。
- ・永住者・定住者等の身分に基づく在留資格が高い割合を占めています。

○ 県内外国人登録者(～H23)・在留外国人(H24～)数の推移（各年12月末現在）（単位：人、%）

	人数	前年比	ブラジル	フィリピン	ベトナム	中国※	ペルー	韓国・朝鮮※	全国	前年比
H元年	15,786	-	2,293	2,100	194	1,254	199	7,813	984,455	-
5年	40,955	-	21,129	3,048	358	2,665	2,684	7,782	1,320,748	-
10年	56,732	-	31,329	4,817	644	4,024	3,800	6,965	1,512,116	-
15年	82,474	-	41,489	10,310	1,213	8,776	5,606	6,946	1,915,030	-
20年	103,279	-	51,441	12,766	2,031	13,670	6,522	6,551	2,217,426	-
25年	75,467	-	27,623	12,793	2,638	12,026	4,900	5,799	2,066,445	-
30年	92,459	107.5	29,535	16,859	9,305	11,853	4,729	4,839	2,731,093	106.6
R元年	100,148	108.3	31,387	17,604	12,187	12,279	4,721	4,748	2,933,137	107.4
2年	99,629	99.5	31,009	17,243	13,429	11,374	4,678	4,522	2,887,116	98.4
3年	99,143	99.5	30,882	17,213	13,776	10,988	4,674	4,427	2,823,565	98.8

※ H23年までの「中国」は台湾を含んだ数、平成27年以降の「韓国・朝鮮」は韓国のみの数

※ R3年度は6月末の確定値

○国籍別在留外国人数（上位8か国）（令和3年6月末現在）（単位：人、％）

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	総数
国籍	ブラジル	フィリピン	ベトナム	中国	ペルー	韓国	インドネシア	ネパール	-
外国人数	30,882	17,213	13,776	10,988	4,674	4,427	3,201	2,713	99,143
構成比	31.1	17.4	13.9	11.1	4.7	4.5	3.2	2.7	100.0
前期比	99.6	99.8	102.6	96.6	99.9	97.9	95.6	109.4	99.5

○県内在留外国人数上位5市（令和3年6月末現在）（単位：人）

順位	1	2	3	4	5	
市	浜松市	静岡市	磐田市	富士市	焼津市	全 県
外国人数	26,107	11,172	8,753	6,008	4,873	99,143
人 口	787,695	690,374	166,076	244,394	136,093	3,613,694
人口比率	3.31%	1.62%	5.27%	2.46%	3.58%	2.74%

※人口は、令和3年7月1日現在の推計人口

○県内在留外国人割合上位5市（令和3年6月末現在）（単位：人）

順位	1	2	3	4	5	
市	菊川市	吉田町	湖西市	袋井市	磐田市	全 県
外国人数	3,729	1,907	3,570	4,733	8,753	99,143
人 口	47,503	28,796	57,400	87,685	166,076	3,613,694
人口比率	7.85%	6.62%	6.22%	5.40%	5.27%	2.74%

※人口は、令和3年7月1日現在の推計人口

○静岡県の国籍別在留資格別在留外国人数（令和3年6月末現在）

	就労資格 *1	特定技能	技能実習	留 学	身分資格 *2	特別 永住者	その他 *3	合計
総数	7,758人 (7.6%)	773人 (0.2%)	13,509人 (15.5%)	3,484人 (3.9%)	65,517人 (65.5%)	3,023人 (3.1%)	5,079人 (4.2%)	99,143人 (100%)
ブラジル	57人 (0.2%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	2人 (0.0%)	30,771人 (99.6%)	2人 (0.0%)	50人 (0.2%)	30,882人 (100%)
フィリピン	203人 (1.2%)	49人 (0.3%)	1,186人 (6.9%)	36人 (0.2%)	15,486人 (90.0%)	0人 (0.0%)	253人 (1.5%)	17,213人 (100%)
ベトナム	2,215人 (16.1%)	485人 (3.5%)	6,906人 (50.1%)	861人 (6.3%)	1,575人 (11.4%)	0人 (0.0%)	1,734人 (12.6%)	13,776人 (100%)
中国	1,543人 (14.0%)	70人 (0.6%)	2,357人 (21.5%)	533人 (4.9%)	5,501人 (50.1%)	8人 (0.1%)	976人 (8.9%)	10,988人 (100%)

\*1 就労資格：「専門的・技術的分野の在留資格」(入管法別表第1の1, 2のうち、外交、公用、技能実習、特定技能を除く)

\*2 身分資格：永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

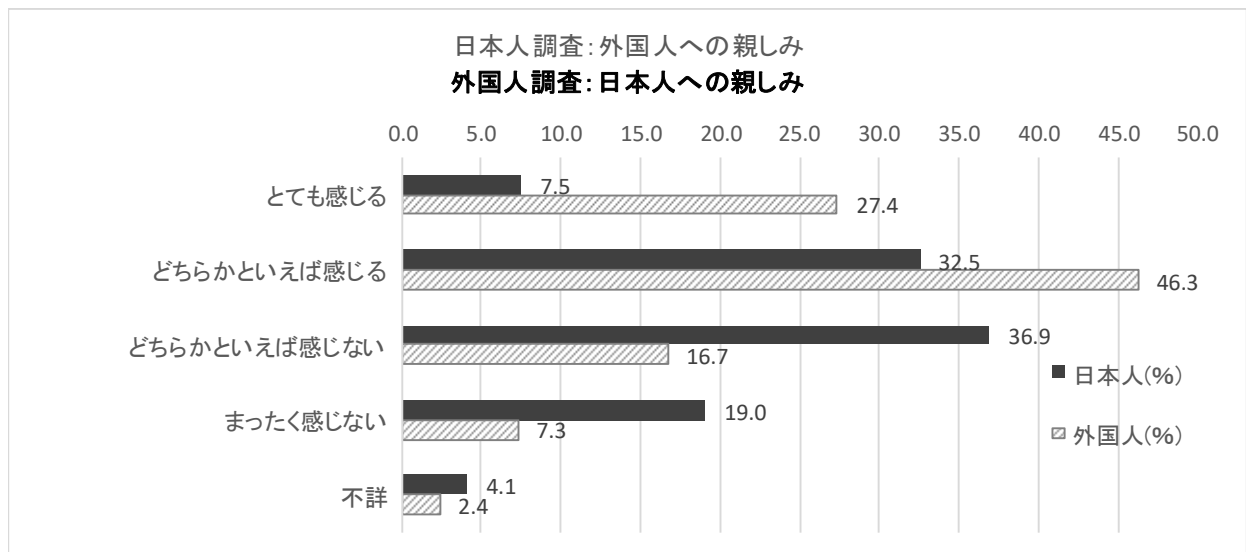
\*3 その他：文化活動、研修、家族滞在、特定活動

## 2 県民の意識（出典：「令和2年度多文化共生基礎調査」多文化共生課）

- ・「外国人（日本人）への親しみを感ずるか」という問では、日本人は肯定的印象（「とても感じる」と「どちらかといえば感じる」の合計）が40.0%なのに対し、外国人は73.7%と差が生じています。
- ・また、日本人の55.9%が否定的印象（「どちらかといえば感じない」と「まったく感じない」の合計）を持っており、日本人と外国人のコミュニケーションの場づくりや、多文化共生意識を高めることが必要です。

○外国人（日本人）への親しみ

※回答人数（日本人調査：415人／外国人調査：1593人）



【現状・課題2】

- 県では、外国人県民とのコミュニケーションの円滑化のため、「やさしい日本語」に取り組んでいますが、更なる普及が必要です。
- 外国人県民にも行政情報を確実に届けるため、「やさしい日本語」や多言語による情報発信が求められています。
- 外国人県民に生活に必要な最低限の日本語を学ぶ場を提供するための体制づくりが必要です。

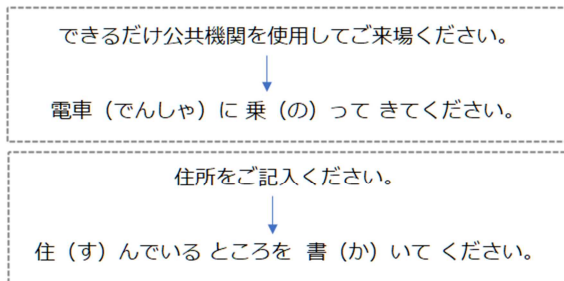
👉 **視点2 「言葉の壁のない静岡県」の実現**

- 外国人県民と日本人県民のコミュニケーションを円滑化し、外国人県民に必要な情報を確実に届けるため、「やさしい日本語」の普及や情報の多言語化の取組を進めます。
- 外国人県民が地域において生活に必要な最低限の日本語を学ぶことができるよう、地域日本語教育体制を構築します。  
 主な取組➡③地域、企業等様々な場での「やさしい日本語」の普及・活用を促進  
 ④外国人県民への情報提供を推進  
 ⑤初期日本語教室設置による日本語の学びの場を提供

1 「やさしい日本語」とは

- ・「やさしい日本語」は、難しい言葉を言い換えるなど相手に配慮した分かりやすい日本語のことです。
- ・もともとは、災害時の外国人への情報伝達的手段とされていましたが、現在では、外国人、子どもやおとしより、障害のある人など、様々な人へのコミュニケーションの手段として取組が進んでいます。

<「やさしい日本語」への変換例>

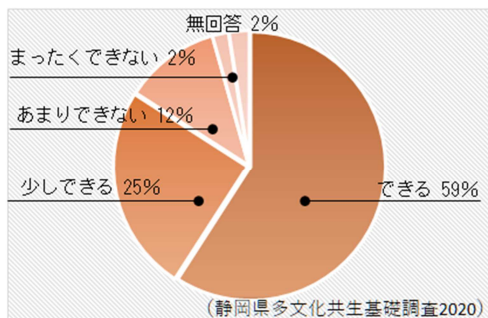


- 言い換え例  
 記入します ⇒ 書きます  
 休日 ⇒ 休みの日  
 使えます ⇒ 使うことができます

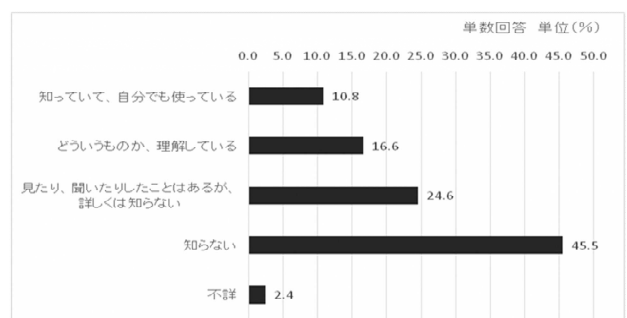
2 「やさしい日本語」に関する調査（出典：「令和2年度多文化共生基礎調査」多文化共生課）

- ・外国人県民に対して日本語能力を問う設問では、「やさしい日本語」なら理解できると答えた方の割合は、全体の、84%にもなります。（話すことが「少しでも」「できる」と答えた方）
- ・一方、日本人県民の「やさしい日本語」の認知度は「知らない」が45.5%で最も多く、次いで「見たり、聞いたりしたことはあるが、詳しくは知らない」が24.6%であり、更なる普及が必要です。

「やさしい日本語」で話することができるか（外国人調査）



「やさしい日本語」を知っているか（日本人調査）



### 3 外国人が行政に望むこと（出典：「令和2年度多文化共生基礎調査」多文化共生課）

- ・外国人県民が県や市町に対して望むことは、「災害時に多言語や「やさしい日本語」で情報を提供する」が43.9%で最も多く、次いで「役所などで、多言語による情報提供や相談を充実する」が42.1%であり、「外国人の日本語学習を支援する」も41.9%と高い割合です。
- ・外国人県民が必要な情報を入手できるよう、行政情報の「やさしい日本語」及び多言語化、外国人県民が到達しやすい情報発信手段を用いることが必要です。
- ・外国人県民が地域において生活に必要な最低限の日本語を学べる場を提供する必要があります。



## 2 施策に関する県と市町、民間等との役割分担

区分	役割・取組等
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の多文化共生施策を総合的に策定・実施する</li> <li>・ 県の日本語教育施策の策定・実施及び市町の地域日本語教育の取組を支援する</li> <li>・ 行政、地域における「やさしい日本語」の普及促進する</li> <li>・ 外国人県民に対し「やさしい日本語」や多言語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供を行う</li> <li>・ 県民に対する多文化共生の意識啓発を行う</li> </ul>
市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町の実情に応じた日本語教育施策を策定・実施する</li> <li>・ 市町の実情に応じた日本語教育の場づくりを推進する</li> <li>・ 外国人住民に対し「やさしい日本語」や多言語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供を行う</li> <li>・ 住民に対する多文化共生の意識啓発を行う</li> </ul>
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域、職域、学校、家庭その他社会のあらゆる分野において多文化共生を推進する</li> </ul> <p data-bbox="363 1016 549 1048">&lt;外国人県民&gt;</p> <p data-bbox="389 1072 1418 1155">日本語の習得、日本文化や生活習慣の理解に努め、地域の担い手として積極的に活動に参加する</p> <p data-bbox="363 1180 549 1211">&lt;日本人県民&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国の文化や生活習慣などの理解に努める</li> <li>・ 外国人県民を地域の一員として認めるとともに、地域の日本語教室において、学習支援者として参加するなど、積極的に外国人県民と交流を深める</li> <li>・ 「やさしい日本語を」学ぶ</li> </ul>
企業・ 民間団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業活動に関し、多文化共生を推進する</li> <li>・ 県・市町が実施する多文化共生施策に協力する</li> <li>・ 外国人等を雇用する事業主は、国・地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力する</li> <li>・ 雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に務める</li> </ul>



## 3 主な取組

## 視点1 外国人県民と日本人県民がお互いに交流し学び合う機会の創出

取組名	対話交流型の日本語教室設置による多文化共生の拠点づくりを促進	担当課名	多文化共生課
目的 (何のために)	日本人県民と外国人県民の交流を進めるため、多文化共生の拠点として地域住民が関わる初期日本語教室の設置や、教室運営に携わる人材養成や地域日本語教育ネットワークの構築を図ります		
取組内容 (手段、手法など)	取組1：対話交流型初期日本語教室の設置・運営		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、2020年2月に「静岡県地域日本語教育推進方針」を策定し、<u>県内どこに住んでいても希望する全ての外国人県民が生活に必要な最低限の日本語を身につけることができる対話交流型の日本語教育の場づくりを推進することとしました。</u></li> <li>・対話交流型とは、<u>外国人県民と日本人県民が同じ立場でお互いの文化や日常生活について、日本語を通じて学び合う機会を創出する「静岡型の初期日本語教室」</u>です。 ※先生が複数の生徒に日本語を教える、授業（講義）形式の教室とは異なります。</li> <li>・外国人県民は、生活に必要な日本語能力を習得し、日本での生活や文化を学ぶことで、地域社会への参加の機会が広がります。</li> <li>・地域住民は、日本語教室の学習支援者として関わることにより、世界各国の文化や生活習慣を知ること、多文化共生意識の向上と多文化共生社会の形成を推進します。</li> <li>・県では、この教室に携わる人材養成、運営方法等の仕組みを県内全域に構築することを目指します。</li> </ul>		
	取組2：日本語指導者養成講座の実施		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、対話交流型の初期日本語教室の構成員である、「地域日本語教育コーディネーター」、「指導者」、「指導補助者」、「学習支援者（サポーター）」等を養成し、市町の日本語教室の設置等運営を支援しています。</li> <li>○人材情報バンク <ul style="list-style-type: none"> <li>・対話交流型の初期日本語教室を広めるため、教室で活躍する人材(日本語指導者、母語支援者、学習支援者)を募集し、県のデータベースに登録しています。</li> <li>・対話交流型日本語教育に新たに取り組む市町へ人材の情報を提供することで、人材不足の課題を解消します。</li> <li>・2022年5月現在106名が登録しています。</li> </ul> </li> </ul>		



**視点1 外国人県民と日本人県民がお互いに交流し学び合う機会の創出**

取組名	国際交流員等による異文化理解のための取組を推進	担当課名	多文化共生課
目的 (何のために)	多文化共生意識の定着を図るため、国際交流員等による学校・公民館などにおける出前講座「世界の文化と暮らし出前教室」を実施します。		

取組：国際交流員による出前講座

- ・県民の多文化共生に対する理解促進のため、小中学校等からの要請を受け、国際交流員等を派遣し、それぞれの母国の文化や暮らしなどを紹介しています。
- ・令和3年度は、県内小中学校、高校や大学の授業や社会人の異文化理解の講座、イベント等で延べ3,511人を対象に41講座を行いました。

○令和3年度実績

国名※	件数	人数
フィリピン	9件	1,421人
ブラジル	15件	1,104人
インドネシア	2件	150人
ベトナム	2件	110人
韓国	8件	428人
モンゴル	5件	298人
合計	41件	3,511人

取組内容  
(手段、手法など)



ベトナム人の国際交流員による出前講座の様子

○参加者からの反応の一部（小学生）

- ・話を聞いて、ブラジルに興味を持った。学校にいるブラジル人の友達とも話してみたい。
- ・日本で当然のようにやっても外国に行くと失礼にあたるかもしれないと聞いて驚いた。家族にも教えてあげたい。
- ・世界には色々な宗教や民族があるんだと思った。世界に対する見方が変わった気がした。

視点2 「言葉の壁のない静岡県」の実現

取組名	地域、企業等様々な場での「やさしい日本語」の普及・活用を促進	担当課名	多文化共生課
目的 (何のために)	コミュニケーションの円滑化のため、「やさしい日本語」の活用研修会の実施等「やさしい日本語」の普及・活用を促進します。		

取組1：行政職員への普及

- ・県では、「やさしい日本語」の手引きを作成し、「やさしい日本語」による行政文書の作成等に活用しています。
- ・県や市町の行政職員向けに研修を実施しています。研修を経て、行政情報等の「やさしい日本語」による発信を促進しています。
- ・「やさしい日本語」アドバイザーを設置し、各課が作成した文書等への助言を行うことで、よりわかりやすい文書等の作成に取り組んでいます。

静岡県庁「やさしい日本語」の手引き

行政職員向け研修の様子



取組内容（手段、手法など）

「やさしい日本語」で作成した資料の例



取組 2：企業等への普及

「やさしい日本語」で  
コミュニケーション&おもてなし講座

「やさしい日本語」の基礎/可能性について学ぶオンライン講座です

【日時】▶▶▶ 11月 4日(木) PM1:30~3:30  
11月30日(火) AM10:00~12:00 ※同一内容

【開催方法】▶▶▶ オンライン開催(Zoom)

【対象者】▶▶▶ 企業人材育成担当者、接客担当者、外国人従業員指導担当者等

- 今注目されている「やさしい日本語」とは
- 「やさしい日本語」のコミュニケーション&おもてなし
- 「やさしい日本語」言い換えワーク
- 静岡県と連携した「やさしい日本語」の取組のご提案

講師 かんざし 静岡大学 国際コミュニケーションセンター 准教授 兼 学長特別顧問

- ・外国人従業員を雇用する企業等に「やさしい日本語」を普及・促進するため研修会を実施しています。
- ・令和3年度は13の企業から23名が参加しました。
- ・参加企業からは、「やさしい日本語」をマネジメントスキルの一つとして役立てたいという声もあがっています。

取組 3：コミュニティ FM との連携

県内コミュニティFM各局名
株式会社エフエム熱海湯河原
エフエム伊東株式会社
株式会社エフエムみしま・かんなみ
エフエムぬまつ株式会社
富士コミュニティエフエム放送株式会社
株式会社FMIS
株式会社エフエム御殿場
株式会社FMいずのくに
株式会社エフエムしみず
株式会社シティエフエム静岡
株式会社FM島田
浜松エフエム放送株式会社

- ・県内のコミュニティ FM 全局と連携し、防災のための「やさしい日本語」の協力体制を構築しています。
- ・ラジオ放送に関わる担当者に「やさしい日本語」を知ってもらうとともに、「やさしい日本語」を活用して広く県民に情報発信してもらうために研修を実施しています。
- ・より実践的に「やさしい日本語」を身に付けてもらうために、「やさしい日本語」による番組を製作し放送しました。今後、各局が自ら「やさしい日本語」を活用した情報発信に取り組めるよう、体制を整備します。

取組 4：「やさしい日本語」普及ツールの作成

- ・「やさしい日本語」を広めるためのツールとして、「やさしい日本語」の考え方がわかる動画やバッジを作成し、普及に努めています。

「やさしい日本語」の考え方がわかる動画





「やさしい日本語」普及バッジ



右：「やさしい日本語」を学ぶ日本人用  
左：日本語を学んでいる外国人用

## 視点2 「言葉の壁のない静岡県」の実現

取組名	外国人県民への情報提供を推進	担当課名	多文化共生課
目的 (何のために)	外国人県民に必要な情報を確実に届けるため、「外国人県民への情報提供に関するガイドライン」に基づき、生活に関わる情報等を「やさしい日本語」及び多言語により SNS やポータルサイトで発信します。		
取組内容 (手段、手法など)	<p>取組1：ガイドラインの策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年2月、「外国人県民への情報提供に関するガイドライン」を定めました。</li> <li>・県が外国人県民に発信する情報について、提供する情報の基準や使用する言語を示し、知事部局、教育委員会及び警察本部が一体となって「やさしい日本語」及び多言語化の取組を進めています。</li> <li>・各所属が多言語で情報発信する際は、国際交流員等がネイティブチェックを行う等、多言語化を支援しています。</li> </ul> <p>参考資料：外国人県民への情報提供に関するガイドライン（P17）</p>		
	<p>取組2：ポータルサイトの設置・運営</p> <p>多言語情報ポータルサイト「かめりあ①」</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年9月に、「やさしい日本語」や多言語化した県政情報を、言語別に集約して提供する「多言語情報ポータルサイトかめりあ①」を新設し、新型コロナウイルス関連情報や生活情報などの情報を発信しています。</li> </ul>		
	<p>取組3：外国人県民向け Facebook による情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「やさしい日本語」や多言語（英語、ポルトガル語、フィリピン語、ベトナム語、インドネシア語）の Facebook で災害情報、イベント情報などを発信しています。</li> </ul>  <p>Facebook 案内カード（「やさしい日本語」）</p>		

## 視点2 「言葉の壁のない静岡県」の実現

取組名	初期日本語教室設置による日本語の 学びの場を提供	担当課名	多文化共生課
目的 (何のために)	外国人県民が地域社会において日本語によるコミュニケーションを図ることができ るよう、地域日本語教育体制を構築し、初期日本語教室を設置します。		
取組内容 (手段、 手法など)	取組1：県内全域への日本語教育体制の構築		
	9ページで紹介した対話交流型初期日本語教室を、令和2年度から、定住外国人の比率が高い 市町をモデル日本語教室に指定して開設しており、今後は全県に拡大していきます。		
	・モデル日本語教室設置・運営		
	年度	実施市町	外国人学習者数
	令和2年度	磐田市・菊川市	延べ181名
	令和3年度	袋井市・牧之原市	延べ70名
	令和4年度	富士市・焼津市	(実施中)
	○初期日本語教室を設置・運営する市町への支援		
	・モデル日本語教室を実施した市町や対話交流型の教室を開催する市町に対し、文化庁の文 化芸術振興費補助金(地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業)を活用して支援し ています。		
	年度	対象市町	外国人学習者数
令和3年度	掛川市・菊川市	延べ38名	
令和4年度	袋井市・菊川市・牧之原市	(実施中)	
○ICT教材を活用した日本語教育の実施			
・対話交流型の日本語教室の設置が困難な地域については、ICT教材を活用し、日本語教育を実 施します。			
取組2：連携・ネットワークの構築			
・対話交流型日本語教室を全県に広めるため、東部、中部、西部のエリアごとの責任者(コーデ ィネーター)を配置し、事業関係者や同教室の開催を検討中の市町担当者を含めた「ネットワ ーク会議」を開催します。また、日本語教室の各構成員のスキルアップのための研修会を開催 します。			

## 4 主要事業

事業名	重点項目	2022 予算額(千円)
地域日本語教育体制構築 事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総括コーディネーターの配置</li> <li>・ モデル市町における日本語教室運営</li> <li>・ 地域における初期日本語教室支援事業費助成</li> </ul>	20,645
多文化共生推進事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際交流員による出前教室の開催</li> <li>・ 災害時外国語ボランティアの育成</li> <li>・ ふじのくに多言語情報発信サポーターの活用</li> </ul>	7,000
県民国際理解推進費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際交流員の報酬旅費等</li> <li>・ JET プログラム参加者の受入調整</li> </ul>	63,725
静岡県まるごと 「やさしい日本語」推進 事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政職員向け研修</li> <li>・ 企業向け研修</li> <li>・ FM 番組作成</li> </ul>	5,500



視点1 「言葉の壁のない静岡県」の実現

関連資料 <外国人県民への情報提供に関するガイドライン>

(目的)

第1条 このガイドラインは、県が県民に情報提供する際の、「やさしい日本語」及び外国語（以下「やさしい日本語」等）という。）を活用する基準を定め、日本語に不慣れな外国人県民も、等しく必要な情報が得られるようにすることを目的とする。

(対象)

第2条 このガイドラインは、日本語を母語としないことにより、日本語の理解が困難で、「やさしい日本語」等での情報を必要とする県民を対象とする。

(「やさしい日本語」等により提供する情報の基準)

第3条 各所属は、前条に規定する対象に対して、所管する事業のうち、次の情報については、「やさしい日本語」等による情報提供を行うよう努めるものとする。

- (1) 緊急事態の対応に関する情報（地震・津波、台風、豪雨、感染症等）
- (2) 生活に関する情報（保健・医療、福祉、労働、住宅、税金、防犯、交通安全、教育等）
- (3) 相談に関する情報（多言語による相談の日程や場所、よくある質問・相談等）
- (4) 施設情報・イベント情報（外国人県民の利用が多い施設やイベントの情報）

(言語)

第4条 「やさしい日本語」等による情報提供に当たっては、次のとおり留意するものとする。

- (1) 「やさしい日本語」

「やさしい日本語」の情報提供に当たっては、「静岡県庁「やさしい日本語」の手引き」を参考に作成するものとする。

- (2) 外国語

英語のほか、県内に1万人以上の話者がいる、ポルトガル語、フィリピン語、ベトナム語及び中国語により対応することを当面の基準とする。ただし、外国人県民への情報の伝達の度合いを検証し、対応する言語の数を増やすものとする。

(情報提供の手段)

第5条 各所属は、提供する情報を原則電子化し、ホームページ等による情報提供を行うものとする。あわせて、チラシ等の印刷物など、適切な媒体を活用するものとする。

(役割分担)

第6条 情報提供に当たっての役割分担は、次のとおりとする。ただし、緊急事態の対応に関する情報について、各所属で速やかに対応できない恐れがある場合は、県多文化共生課と協議の上、情報提供を行うものとする。

- (1) 各所属 第3条に規定する基準に基づき、情報提供を行うものとする。
- (2) 県多文化共生課 各所属が情報提供を行う際に、必要な助言及び外国人県民への効果的な情報提供の支援を行う。

(見直し)

第7条 このガイドラインは、必要に応じて見直しを行う。

附 則

このガイドラインは、令和3年2月10日から施行する。